

令和2年6月30日

## 輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和2年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和2年度の初日から令和2年5月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

### 記

項	概要	上段：輸入基準数量	上段：輸入数量	差分
		下段：協定対象外輸入基準数量	下段：協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0トン	0トン	0トン
		0トン	0トン	0トン
2	飲用乳	105トン	2トン	103トン
		41トン	2トン	39トン
3	クリーム	34トン	5トン	29トン
		22トン	5トン	17トン
4	粉乳類	55,605トン	4,521トン	51,084トン
		53,962トン	4,519トン	49,443トン
5	無糖れん乳	1,887トン	36トン	1,851トン
		2,546トン	36トン	2,510トン
6	加糖れん乳	2,264トン	37トン	2,227トン
		1,851トン	18トン	1,833トン
7	ヨーグルト	17トン	3トン	14トン
		8.3トン	3.5トン	4.8トン
8	バターミルク	189トン	4トン	185トン
		8.7トン	3.8トン	4.9トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	57,146トン	4,125トン	53,021トン
		38,714トン	3,484トン	35,230トン
10	その他の乳製品	12,824トン	419トン	12,405トン
		6,805トン	327トン	6,478トン
11	バター	20,312トン	2,943トン	17,369トン
		10,290トン	2,932トン	7,358トン
12	雑豆	82,310トン	14,282トン	68,028トン
		35,917トン	5,958トン	29,959トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,847,861トン	931,909トン	4,915,952トン
		3,811,451トン	889,681トン	2,921,770トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,266,332 トン	199,491 トン	1,066,841 トン
		299,910 トン	38,011 トン	261,899 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	710,314 トン	51,070 トン	659,244 トン
		731,263 トン	51,070 トン	680,193 トン
15	コーンスターク	1,823 トン	616 トン	1,207 トン
		901 トン	616 トン	285 トン
16	ばれいしょでん粉	13,511 トン	857 トン	12,654 トン
		2,922 トン	857 トン	2,065 トン
17	マニオカでん粉	166,511 トン	21,118 トン	145,393 トン
		164,385 トン	21,118 トン	143,267 トン
18	サゴでん粉	21,823 トン	2,054 トン	19,769 トン
		21,823 トン	2,054 トン	19,769 トン
19	その他のでん粉	1,846 トン	122 トン	1,724 トン
		1,025 トン	122 トン	903 トン
20	イヌリン	1,387 トン	108 トン	1,279 トン
		33 トン	8 トン	25 トン
21	落花生	38,113 トン	5,794 トン	32,319 トン
		24,025 トン	3,508 トン	20,517 トン
22	こんにゃく芋	309 トン	12 トン	297 トン
		295 トン	12 トン	283 トン
23	ミルク調製品	10,256 トン	35 トン	10,221 トン
		3,336 トン	35 トン	3,301 トン
24	でん粉調製品	173 トン	37 トン	136 トン
		170 トン	37 トン	133 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	5,747 トン	79 トン	5,668 トン
		1,182 トン	36 トン	1,146 トン
27	調製食用脂	20,044 トン	253 トン	19,791 トン
		921 トン	6 トン	915 トン
28	繭	7.7 トン	0 トン	7.7 トン
		7.7 トン	0 トン	7.7 トン
29	生糸	437 トン	17 トン	420 トン
		433 トン	17 トン	416 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。